

和光市個人情報保護審議会会長 様

和光市長 松本 武洋

国民健康保険法等の規定に基づくオンライン結合(KDB システム)を用いた
方法による情報提供について（諮問）

国民健康保険法の改正により、都道府県は市町村が行う保健事業に対し支援を行うよう努めなければならない、また、その支援に必要な情報の提供を当該市町村に対して求めることができること定められました。

これに対し、市町村は、都道府県から情報提供の求めがあったときは、速やかに情報提供を行うことと定められています。この情報提供を行う際、情報提供にあたっての提供方法については法令に定められていないことから、当市ではオンライン結合による情報提供を行うこととしたいと考えています。

つきましては、和光市個人情報保護条例第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問しますのでご審議くださいますようお願い申し上げます。

記

1 諮問事項

埼玉県が国民健康保険法（以下、「法」という。）第82条第12項の規定に基づき保健事業支援を目的として行う市への情報提供の求めに対し、同法施行規則（以下、「施行規則」という。）第32条の32の4第2項に従い情報提供を行う際、オンライン結合(KDB システム)を用いた方法により行うことについて

2 答申の期限

令和3年2月26日までに答申をいただければ幸甚に存じます。

3 備 考

本件にかかる詳細は別添「諮問書」をご参照ください。

諮 問 書

和光市個人情報保護条例第１２条第２項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

Ⅰ 諮問事項

埼玉県が国民健康保険法（以下、「法」という。）第８２条第１２項の規定に基づき保健事業支援を目的として行う市への情報提供の求めに対し、同法施行規則（以下、「施行規則」という。）第３２条の３２の４第２項に従い情報提供を行う際、オンライン結合（KDB システム）を用いた方法により行うことについて

(Ⅰ) 個人情報取扱事務の名称及び概要

- 名称 ①国民健康保険の保険給付事務
②国民健康保険の保健事業事務
③後期高齢者医療資格、賦課、徴収、給付、健康診査事務

概要 上記事務では、各法に基づく保険給付及び保健事業等に係る個人情報を取扱う事務を行っています。

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和２年４月１日より施行されたことにより国民健康保険法が改正されました。この改正により、都道府県は市町村が行う保健事業に対し支援を行うよう努めなければならないと、また、その支援に必要な情報として、(3)に示す情報の提供を当該市町村に対して求めることができると定められました（法第８５条第１１項及び第１２項）。

これに対し、市町村は、都道府県から情報提供の求めがあったときは、速やかに情報提供を行うことと定められています（施行規則第３２条の３２の４第２項）。この情報提供を行う際、情報提供にあたっての提供方法については法令に定められていないことから、オンライン結合による情報提供を行うこととすることとしたいと考えております。

(Ⅱ) 個人情報取扱事務の実施機関及び主務課の名称

実施機関 市長

主 務 課 保健福祉部健康保険医療課

(3) 結合により提供する個人情報の内容（法第82条第12項関係）

- ①法に基づき行った保険給付の審査及び支払いに係る情報（第1号）
- ②法に基づき実施した特定保健指導に関する記録の写し（第2号・施行規則第32条の32の4第3項）
- ③高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に規定する特定健康診査に関する記録の写し（第2号）

(4) 結合先（情報提供を受ける者）

埼玉県保健医療部国保医療課

(5) 結合する公益上の必要

オンライン結合(KDBシステム)を用いて迅速な情報提供を行うことにより、より効果的かつ効率的に埼玉県が和光市の保健事業を支援することができるようになり、市民にとって有益であるため。

(6) 結合先での保護措置の概要

- ① KDB システム端末は職員以外が入室できない部屋に設置されている
- ② 外部のインターネットから遮断された専用回線で接続されている
- ③ KDB システムにログインするためのパスワードは定期的に変更されている
- ④ KDB 端末には盗難防止策(セキュリティワイヤーで固定)がされている
- ⑤ 専用の USB メモリのみ出力可能である
- ⑥ 専用の USB メモリは管理簿を用いて厳重に管理されている

(7) 対象者の範囲

埼玉県国民健康保険の被保険者のうち、和光市に保険給付、特定健康診査、特定保健指導の記録がある者

2 備考

本件諮問について、詳細は資料「オンライン結合による情報提供に係る和光市個人情報保護条例第12条に基づく諮問について」及び資料「国民健康保険法等の規定に基づくKDBシステム（国保データベース）を用いた情報提供について」をご参照ください。

以 上